

総務市民常任委員会会議録

[令和6年1月臨時会]

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和6年1月29日(月)会場:第2委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ペー ジ
13:10	議案 第1号	筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	市民課	2

令和6年第1回（1月）筑紫野市議会臨時会
総務市民常任委員会

○日 時

令和6年1月29日（月）午後1時10分

○場 所

第2委員会室

○出席委員（7名）

委員長	八尋一男	副委員長	白石卓也
委員	上村和男	委員	高原良視
委員	山本加奈子	委員	佐々木忠孝
委員	赤司祥一		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（8名）

議員	西村和子	議員	坂口勝彦
議員	古賀新悟	議員	檜木孝一
議員	宮崎吉弘	議員	段下季一郎
議員	辻本美恵子	議員	城健二

○一般傍聴者（0名）

○出席説明員（26名）

市民生活部長	杉村真子	市民課長	江中誠
整備担当係長	半田あかり		

○出席事務局職員（3名）

局長	荒金達	課長	大久保泰輔
主査	阿部早苗		

開会 午後1時10分

○委員長（八尋一男君） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので総務市民常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件をお諮りいたします。

8名の議員が傍聴に出席していますので、先に御報告しております。本常任委員会に一般市民の方はいらっしゃいません。

皆様に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手していただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い本日の会議を進めます。

議題に入ります前に、杉村務部長がお見えですので、御挨拶いただき、併せて出席職員の御紹介をお願いいたします。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） こんにちは。市民生活部の杉村でございます。

本委員会において、市民課から議案第1号、筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

担当職員が出席しておりますので、自己紹介をいたします。

○市民課長（江中 誠君） こんにちは。市民課長の江中でございます。よろしく願いいたします。

○整備担当係長（半田あかり君） こんにちは。市民課整備担当係長の半田と申します。よろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第1号、筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。江中課長。

○市民課長（江中 誠君） それでは、議案第1号、筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書は1ページから4ページまでとなっておりますが、提案内容補足説明書にて御説明させていただきます。提案内容補足説明書の1ページをお開きください。

まず、改正の目的ですが、戸籍法の一部を改正する法律の施行により、戸籍謄本等の広

域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行及び画像情報として作成した届書等情報の交付・閲覧が、令和6年、本年3月1日から開始されることとなります。これらにはそれぞれ手数料が発生いたしますが、その手数料が地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等で定められたため、本市の手数料条例において手数料を新たに規定するものでございます。

次に、改正の概要です。

まず、(1) 戸籍謄本等の広域交付ですが、こちらは本籍地の市区町村でしかできなかった交付請求が、本籍地以外のどこの市区町村でもできるようになります。これまでは、例えば、相続手続などで出生から死亡までの戸籍が必要な場合は、婚姻や転籍などで本籍地をいろいろな市町村に移していた場合はそれぞれの本籍地の市区町村に戸籍を請求しなければいけなかったのが、今後は一つの市区町村で全ての戸籍がまとめて取れるようになります。ただし、請求できるのは、本人、配偶者、または親か子供などの直系の方で、マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類を提示できる方に限られております。

この広域交付による戸籍謄本等の交付手数料は450円、除籍謄本等の交付手数料は750円で、現在、本籍地で発行している交付手数料と同額となっております。

続きまして、(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行です。こちらは、現在、行政機関に戸籍謄本等を提出する必要がある行政手続、例えば、パスポートの新規申請手続などがこれに当たりますが、これが、戸籍電子証明書提供用識別符号番号、ちょっと分かりにくいですが、行政機関が戸籍情報を見るためのパスワードのようなもので、それを提出することによりまして、戸籍謄本等の提出を省略することができるようになります。この戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料は400円、除籍分の発行手数料は700円となっております。

ページをめくっていただき、2ページを御覧ください。

なお書きしておりますが、こちらの識別符号の発行手数料は、マイナポータルを利用する場合や識別符号の発行と同時に同一の戸籍謄本等を取得する場合は無料となります。マイナポータルを利用する場合として、パスポートの新規申請を窓口に行かずにマイナポータルで全て完了できるようにすることを国が考えておりまして、その際に戸籍電子証明書提供用の識別符号の発行手続もマイナポータルで同時に、しかも無料で行えるように進めているようでございます。

次に、（３）画像情報として作成した届書等情報の交付・閲覧です。戸籍届書等の書類、例えば、婚姻届や出生届などの届書ですが、こちらの届書が提出されましたら、今現在は関係する市町村には届書をコピーして郵送で書類のやり取りをしておりますが、戸籍法改正後は、届書をスキャナーを用いて画像情報にし、そのデータを市町村に送る方法に変更されます。そのため、今まで行っていた紙の届書等の交付・閲覧に加えて、新たにデータ化された届書等情報も交付・閲覧の対象となるものです。この届書等情報の内容の証明書の交付手数料は350円、閲覧も350円となっております、今まで行っていた紙の届書等の交付・閲覧手数料と同額となっております。

以上、説明した内容の手数料につきまして、今回、手数料条例に新たに規定するものがございます。

なお、施行期日は、戸籍法改正の施行期日と同日の令和6年3月1日としております。

また、新旧対照表は3ページから9ページまでに記載をさせていただいております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 新しいことを始めると大体事故が起きたり問題が発生することがあるので、そのための安全対策のようなことは市としてどうお考えになっているかだけ、説明をお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○市民課長（江中 誠君） セキュリティー面は大丈夫かということだと思われませんが、まず、国としては戸籍情報システムは行政機関お互いが閉じたネットワークによる情報の送受信を行うことで保護措置を行っており、また、戸籍法上も罰則規定を設けて保護措置を行うと説明されております。

また、戸籍情報システムを市が利用するためには、生体認証を含む2つの方法で認証し個人を特定した上で利用しなければならないとされておまして、本市におきましてもシステム改修を行いまして、職員ごとの指紋認証とパスワードの2つの認証方法を入力しなければシステムを見ることができないようにしております。

また、システムのどの分にアクセスしたのかというアクセスも記録されまして、こちらは国において保存・管理を行うこととなっております。

市民課としましては、これまでも住民基本台帳ネットワークなどで個人情報をいろいろ扱っておりますが、それが一つ増えますので、職員に対する不正利用防止の指導は今も行ってはおりますけど、引き続き徹底をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

○委員（上村和男君） はい。

○委員長（八尋一男君） 山本委員、どうぞ。

○委員（山本加奈子君） 3件ございます。

1つ目は手数料の標準金額がどのように定められているのか。2つ目は市内7つの各出張所での取得は可能か。3つ目が郵送や代理人の請求などは可能なのか。以上、3項目をお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） まず1点目です。標準金額はどのようにして定められているのかという部分ですが、手数料の標準額は、窓口対応や証明書の作成に係る人件費がまず一つです。あと、システム経費などの事務を行うに当たり必要な経費、ですから人件費、物件費などの経費を踏まえて国が設定を行っているものでございます。

2つ目、7つの出張所で取得できるのかということですが、こちらは、今申しましたようにセキュリティー面をきちんとしておりまして、職員の指紋しか登録しておりませんので、市の市民課窓口でしか交付できないこととなっております。

3点目、郵便や代理人でできるのかということですが、こちら先ほど説明しましたように、これで取得できるのは、本人、配偶者、あとは直系の方で、必ず顔写真つきの証明書がないと出せないこととなっておりますので、言われました郵送や代理人では発行できないこととなっております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員、いいですか。

○委員（山本加奈子君） はい。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） （2）の戸籍証明書提供用識別符号、その下の除籍電子証明書提供用識別符号に関してもそうですけれども、この符号というのは、同じ人だった場合、毎回発行するたびに同じものなのか、それとも発行する都度変わっていくものなのか、変わ

るとしたらどれぐらいで変わるのか、その辺りも教えてください。

○委員長（八尋一男君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） 戸籍も除籍も、この識別符号というのは、各人固有に振られるのではなくて、申請があるごとに発行されるもので、次の申請があるとまた違う番号が振られます。あと、行政機関がその符号を用いて情報を見るわけですが、それは発行から3か月以内しか見ることができないように国が調整しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第1号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第1号、筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。これをもちまして、総務市民常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後1時23分